○文部科学省告示第百十号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百四十四条第一項の規定により、次の表に掲げる伝統的建造物群保存地区を重要伝統的建造物群保存地区として選定する。

平成二十四年七月九日

文部科学大臣　平野　博文

名称	所在地	区域	面積
栃木市嘉右衛門町伝統的建造物群保存地区	栃木県栃木市	栃木市泉町、嘉右衛門町、小平町、錦町及び昭和町の各一部	約九・六ヘクタール
桐生市桐生新町伝統的建造物群保存地区	群馬県桐生市	桐生市本町一丁目及び本町二丁目の全域並びに天神町一丁目の一部	約十三・四ヘクタール
白山市白峰伝統的建造物群保存地区	石川県白山市	白山市白峰イ、ロ及びハの各一部	約十・七ヘクタール
安芸市土居廓中伝統的建造物群保存地区	高知県安芸市	安芸市土居字東木戸、字上東町、字土居跡、字西町、字南町及び字東町の全域並びに字北町の一部	約九・二ヘクタール
うきは市新川田篭伝統的建造物群保存地区	福岡県うきは市浮羽町新川 同　田篭	うきは市浮羽町新川字田代、字東尾ノ末、字分田渡瀬、字分田、字分田森下、字三寺拂井手ノ下、字石堂、字田ノ平道下、字笊向、字井手下、字金井原、字中道下及び字中道上の全域並びに字栗谷東、字林下、字持従、字橋詰、字尾ノ末、字西尾末、字森ノ上、字三寺拂、字田平、字切寄、字桃迫、字三寺拂向、字鳩胸、字堂の上、字本村、字園山、字戸井口、字谷竿及び字春園の各一部 うきは市浮羽町田篭字三反田、字川原田、字扇田、字本田、字天神森、字渡り上り、字下柳野、字日森園、字岩渕、字上河、字盲園、字上ノ川、字竹園及び字小間坊の全域並びに字ガラン、字平、字北向片、字西ノ向、字宮ノ向、字猪ノ口、字新明、字田園、字中曽、字中村、字注連原、字砂原、字原園、字日南片、字岩下、字権在渕、字森ノ下、字菅迫、字東向、字注連原、字美住、字今屋敷、字漆ヶ迫、字雨柳園、字椎ノ木、字堂の上、字東ノ上、字諏訪の下、字馬場、字中野及び字釜渕の各一部	約七十一・二ヘクタール

（備考）　区域に関する図面を、関係県の教育委員会並びに関係市の教育委員会及び関係部局に備え置いて縦覧に供する。

○農林水産省
経済産業省
環境省告示第三号

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号）第十八条第一項の規定に基づき自主回収の認定をしたので、同条第二項の規定に基づき、当該認定を受けた特定容器利用事業者の名称及び住所並びにその回収する特定容器の種類、量及びその回収の方法を次のとおり公示する。

平成二十四年七月九日

農林水産大臣　郡司　彰
経済産業大臣　枝野　幸男
環境大臣　細野　豪志

一　名称　森永乳業株式会社

二　住所　東京都港区芝五丁目三十三番一号

三　回収する特定容器の種類及び量

回収する特定容器の種類					回収量（年間）
素材	色	容量	用途	形状	
ガラス	無色	二〇〇ミリリットル	牛乳・乳製品・乳酸菌飲料・乳酸菌飲料用	図第一のとおり	一、二六六、五六九キログラム

四　回収の方法

当該者が、自ら回収する。

一之橋	一基	石造単桁橋、橋長二・四メートル、幅員九・二メートル			
二之橋	一基	石造単桁橋、橋長四・〇メートル、幅員九・九メートル、高欄付			
三之橋	一基	石造単桁橋、橋長四・一メートル、幅員九・〇メートル、高欄付			
中之橋	一基	石造単桁橋、橋長三・〇メートル、幅員八・三メートル、高欄付			